

公募型プロポーザル方式（簡略手続タイプ）に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

2020年8月17日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長 宮田 年耕

1 業務概要

(1) 業務名 (改費) 都心環状線 (日本橋区間) トンネル電気通信設備他基本検討

(2) 業務内容

本業務は都心環状線の日本橋区間 (神田橋～江戸橋) の更新等におけるトンネル電気通信設備他の基本検討等を行うものである。

<業務内容>

①配線設備

高圧、光、通信ケーブル (一次配線) 及び低圧、通信ケーブル (二次配線) の計画案を作成する。また、配線敷設区間毎のケーブル種別の検討を行う

②配線路設備

高速本線 (箱桁内、床版下、PS 内、高欄内及び換気所) におけるケーブルラック、配管、ダクト、ピット、トレンチの検討を行う。

③受配電設備

受配電設備、非常用予備発電設備及び無停電電源設備計画を取りまとめ、計画案を作成する。非常用予備発電設備については既設の三宅坂及び桜橋に設置されている非常用予備発電設備の更新及び連携についても検討を行う。

④照明設備

照明設備 (トンネル部、高架部、床版下、避難通路等) の計画案を作成する。照明器具の種類、配置、方式等の選定理由、根拠等の整理を行う。また、トンネル内の機器設置方法の検討を行う。

⑤標識設備

トンネル部及び高架部等に設置する標識設備 (大型内照、中型内照、黄色点滅灯、非常口強調灯等) の計画案を作成する。標識器具の種類、配置、方式等の選定理由、根拠等の整理を行う。また、トンネル内機器設置方法の検討を行う。

⑥通信設備

トンネル部及び高架部等に設置する通信設備 (非常電話設備、多重通信設備、内線電話等) の計画案を作成する。通信設備の種類、配置、方式等の選定理由、根拠等の整理を行う。また、トンネル内機器設置方法の検討を行う。

⑦交通管制設備

トンネル部及び高架部等に設置する交通管制設備（CCTV 設備、文字情報板設備、車両感知器設備等）の計画案を作成する。交通管制設備の種類、配置、方式等の選定理由、根拠等の整理を行う。また、トンネル内機器設置方法の検討を行う。

⑧トンネル防災電気設備

トンネル部に設置する防災電気設備（トンネル警報板、信号機、自動火災検知器、トンネル無線（本線部・避難路部）、拡声放送設備（本線部・避難路部）、避難路監視カメラ等）の計画案を作成する。防災設備の種類、配置、方式等の選定理由、根拠等の整理を行う。また、トンネル内機器設置方法の検討を行う。

⑨ETC 設備

1 料金所及び 1 出口に設置する ETC 設備（料金所 ETC 設備、FFETC 設備）の計画案を作成する。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から 420 日間

(4) その他

- ①本業務は、提出された参加表明書及び技術提案書を審査した結果、技術提案書の評価点が 70 点以上の者の中で最高の者であり、かつ、業務規模として定めた金額の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方として特定する公募型プロポーザル方式（簡略手続タイプ）の対象業務である。
- ②本業務は、見積等を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、契約責任者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては 4（1）に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式第 1）を提出するものとする。
- ③技術提案書は、持参又は郵送により提出すること。
- ④その他については、電子入札留意事項によることとする。

2 競争参加資格

- (1) 首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成 23 年準則第 1 号）第 7 3 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 首都高速道路株式会社における 2019・2020 年度競争参加資格の「電気通信設備設計」の認定を受けている者であること。
- (3) 参加表明書の提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、競争に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（詳細は「資本関係・人的関係がある者同士の競争参加制限について（https://www.shutoko.co.jp/business/bidinfo/data/kanke_seigen/）」に記載）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、調査・設計請負現場説明書の説明事項 1（1 1）イの記載に抵触するものではないこ

とに留意すること。

(4) 業務実施上の条件

① 法人に必要とされる業務の実績

当該業務に参加希望する法人は、2010年度以降に国土交通省、都道府県、高速道路株式会社（首都、東日本、中日本、西日本、阪神、本州四国連絡）又は高速道路公社（名古屋、広島、福岡北九州）のいずれかが発注した業務において、自動車専用道路（道路法48条の2第1項又は第2項により指定された道路をいう。以下同じ）又は高速自動車国道（高速自動車国道法第4条第1項により指定された道路をいう。以下同じ）に関連するトンネル照明設備かつ受配電設備の実施設計業務に関して、完了した業務実績を有すること。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。

※トンネル照明設備と受配電設備の実施設計業務は同一の業務でなくても良い。

② 予定管理技術者に必要とされる要件

イ 技術者資格（予定管理技術者）

技術士〔総合技術監理部門（電気電子）〕、〔電気電子部門〕又はRCCM（電気電子部門）を有する技術者

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課）を受けている必要がある。

ロ 業務実績

2010年度以降に完了した、以下に示される同種又は類似業務について、1件以上の実績を有さなければならない。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。

同種業務：自動車専用道路又は高速自動車国道に関連するトンネル照明設備かつ受配電設備の設計、検討業務

類似業務：上記以外の道路に関連するトンネル照明設備かつ受配電設備の設計、検討業務

※トンネル照明設備と受配電設備の設計、検討業務は同一の業務でなくても良い。同一の業務の場合、その業務実績を1件の業務実績とする。同一の業務でない場合、両方の業務実績を併せて1件の業務実績とする。

ハ 手持ち業務量（予定管理技術者）

2020年8月17日現在の手持ち業務量（特定後未契約のものを含む。）において、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額が500万円以上の業務の契約金額の合計が4億円未満かつ件数が10件未満であること。

なお、手持ち業務が複数年契約の業務の場合には、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。

【手持ち業務量が超過した場合】

2020年8月17日以降契約締結日まで及び履行期間中、管理技術者の手持ち業務量（本業務を含まない）が契約金額で4億円または契約件数で10件を超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合は、当該管理技術者を交代させる等の措置を請求する場合がある。

なお、変更後の管理技術者は以下の要件をすべて満たす者とする。

- a) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- b) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- c) 当該管理技術者と同等以上の業務評定点を有する者
- d) 手持ち業務量が上記で定めた制限量を超えていない者

(5) 参加表明書の提出期限の日から見積開封の時までに、当社から競争参加停止措置（平成17年準則第22号）に基づく競争参加停止を受けていないこと。

3 技術提案書の評価基準

(1) 技術提案書による評価

- ① 予定管理技術者及び予定担当技術者の技術資格
- ② 予定管理技術者及び予定担当技術者の同種類業務の実績
- ③ 予定管理技術者及び予定担当技術者の手持ち業務量
- ④ 予定管理技術者及び予定担当技術者の当社及び公的機関からの表彰経験
- ⑤ 予定管理技術者の当社での業務成績

(2) 配置予定技術者からのヒアリングによる評価

- ① ヒアリング対象者
 - イ 予定管理技術者
- ② 評価項目
 - イ 専門技術力の確認
 - ロ 業務への取組姿勢
 - ハ 質問に対する応答性

4 手続等

(1) 担当部局

首都高速道路株式会社 更新・建設局 総務・経理課

〒141-0032 東京都品川区大崎1-6-3（日精ビル11階）

TEL：03-5434-7825 FAX：03-5434-7571

(2) 現場説明書・技術提案書作成要領等の交付期間及び方法

- ① 交付期間：2020年8月17日（月）から2020年9月3日（木）午後4時まで
- ② 方法：下記サイトより参加希望者に無償で交付する。なお、やむを得ない事由により、上記交付方法による受領ができない場合は、別の方法（CD-R等の配布）により無償で交付するので、上記（1）の担当課まで申し出ること。

・首都高速道路株式会社ホームページ（入札公告等）

（ <https://www.shutoko.co.jp/business/bid> ）

③交付資料のダウンロード操作手順：

上記サイトにて、該当業務の交付資料ダウンロード欄を選択し、案内に従い、情報（会社名、担当者名、連絡先等）を入力する。登録確認メール（ダウンロード先URL及びダウンロード先パスワードの通知）を受信し、通知されたパスワードを入力してログインし、交付資料をダウンロードする。

(3) 参加表明書及び技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

①電子入札システムによる場合

参加表明書（電子入札システムにより提出すること。）

・受付期間：2020年8月17日（月）から2020年9月3日（木）午後4時まで

技術提案書（持参又は郵送により提出すること。）

<持参の場合>

・受付期間：2020年8月17日（月）から2020年9月3日（木）までの毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。以下同じ。）、午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

・受付場所：上記4(1)に同じ。

<郵送の場合>

・受付期間：2020年8月17日（月）から2020年9月2日（水）まで

・郵送方法：書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

なお、郵送提出する旨を事前に現場説明書に記載の担当部局まで連絡すること。

・郵送先：上記4(1)に同じ

②紙入札による場合

参加表明書及び技術提案書（持参又は郵送により提出すること。）

<持参の場合>

受付期間、受付場所は、上記4(3)①<持参の場合>のとおり。

<郵送の場合>

受付期間、郵送方法、郵送先は、上記4(3)①<郵送の場合>のとおり。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は上記4(1)に同じ。

(4) 技術提案書のヒアリングを行う。

(5) 電子入札システムの稼働時間は、休日を除く午前8時30分から午後8時まで。

(6) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は、次のとおりとする。

電子入札ヘルプデスク 電話 0570-021-777（ダイヤルイン）

（平日のみ午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。）。）

Mail：sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

(7) 見積参加希望者が電子入札システムで書類を提出した場合には、受付票及び競争参加資格確認通知書を電子入札システムで見積参加希望者に送付するので、必ず確認を行うこと。

- (8)本掲示に関して詳細不明な点については、上記4(1)に掲げる担当課に照会すること。
- (9)新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため業務の一時中止措置等を行ったことにより完了が2019年度から2020年度に変更となった業務については評価の対象とする。ただし、業務評定点の通知を受けていないものについては業務評定点に関する評価の対象外とする。
- (10)新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため業務の一時中止措置等を行ったことにより完了が2019年度から2020年度に変更となった業務については、2020年度の手持ち業務とみなさない。
- (11)詳細は現場説明書及び技術提案書作成要領による。